

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」について



過去に不法投棄等の不適正な処分が行われた産業廃棄物により、生活環境保全上の支障が生じるとともに、産業廃棄物処理に対する国民の不信感が生じ、循環型社会の形成が阻害される要因となっている状況にかんがみ、これらの産業廃棄物に起因する支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例の特別な措置等を講ずることを内容とする「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」が平成 15 年 2 月 14 日に閣議決定され、第 156 回国会に提出されます。

- ・ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案 概要(別添)
- ・ 同法案 要綱(別添)

資料: 環境省報道発表資料 平成 15 年 2 月 13 日

環境分析センター 石澤 牧子

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 6 製品開発・品質管理に伴う化学分析 |
| 3 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 | 8 委託試験・研究・開発 |

